

# 県境・市境を越えた広域避難の連携に関する協定を締結<平成29年2月7日> ～ 水郷地域を一体として 捉え 相互の 広域的な避難が可能に！～

利根川及び霞ヶ浦、常陸利根川に囲まれた水郷地域は、これら河川の洪水氾濫域が重複している地域のため、非常に水害リスクが高く、大規模な水害時には周辺の高台や浸水区域外への速やかな住民避難が必要となります。しかし、この水郷地域は、川と湖が千葉県、茨城県の県境や潮来市、稲敷市、神栖市、香取市の市境に入り組み、これにより避難場所に向かう避難経路も利根川及び常陸利根川に架かる数カ所の橋に限られる等の課題を有しています。このため、4市による広域避難計画が検討されてきました。

霞ヶ浦及び利根川下流の両流域が設けた「大規模氾濫に関する減災対策協議会」においても広域避難計画の策定は、重要な課題と位置付け、その対策は目標達成に向けた取組の一つとして推進していくこととしています。

このような背景のもと、平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川での水害を教訓に協議が進められ、水郷地域を構成する4市が一つとなり、大規模水害時に連携して県境・市境を越えた広域避難を可能とするため、4市が協定を締結しました。

## 広域避難の連携に関する協定締結

締結日：平成29年2月7日(火)

締結者：(茨城県)潮来市長、稲敷市長、神栖市長  
(千葉県)香取市長

※オブザーバー：霞ヶ浦河川事務所長、利根川下流河川事務所長  
茨城県、千葉県

## 協定の主な内容

- ・指定避難場所の相互利用
- ・避難場所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供
- ・被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- ・援助物資の調達及び提供 等

大規模水害時における広域避難の連携に関する協定書

茨城県潮来市、茨城県稲敷市、茨城県神栖市及び千葉県香取市（以下「協定市」という。）は、大規模な水害時の連携及び対応を促すため、連携行動（以下「相互広域避難」という。）に係る協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）  
第1条 この協定は、利根川、霞ヶ浦、湖及び常陸利根川沿川区域において大規模な水害が発生した場合または発生する恐れがある場合、協定市は各自の避難場所への誘導が困難と判断するときは、当該区域に居住する住民の安全な一時避難を促すため、協定市内の避難場所の利用にかかる相互援助を円滑に行う事を目的として必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課及び連絡調整員）  
第2条 協定市は、相互広域避難に関する連絡担当課等を定めるとともに、あらかじめ連絡調整にあたる職員を定めることができる。

（情報収集及び伝達）  
第3条 連絡担当課は、大規模な水害が発生した場合、または発生する恐れがある場合における住民避難に関し、避難勧告等の緊急状況を速やかに、相互に伝達するものとする。

（連絡調整員の派遣）  
第4条 協定市は、必要があると認めるときは、被災した協定市の災害対策本部に職員を連絡調整員として派遣することができる。

（避難場所の相互援助）  
第5条 避難場所の相互援助については、協定市が定める地域防災計画の範囲内において、可能な限り援助活動を行うものとする。

（相互援助の内容及び範囲）  
第6条 援助の内容及び範囲は、次のとおりとする。  
（1）協定市内の指定避難場所の相互利用  
（2）避難場所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供  
（3）被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋  
（4）援助物資の調達及び提供  
（5）前各号に定めるもののほか特に必要となる事項

（援助の要請）  
第7条 協定市は、援助を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、別紙災害援助要請書により要請する。ただし緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとする。  
（1）被害状況及び避難勧告等の発令状況

（2）援助の期間  
（3）その他、援助を必要とする事項

（援助の経費負担）  
第8条 援助に要する経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。  
（1）相互避難に要する経費は、援助を行う協定市が負担する。  
（2）前号に掲げるもののほか、援助物資の調達その他援助に要する経費は援助を受ける協定市が負担する。

（情報の交換及び伝達）  
第9条 協定市は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うと共に、平時から協定市相互の避難場所の所在及び利用について相知を図るものとする。

（施行期）  
第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市がその都度協議し定める。

（適用）  
第11条 この協定は、平成29年2月7日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年2月7日

千葉県香取市長 分田 新一  
茨城県潮来市長 原 清道  
茨城県稲敷市長 田口 久光  
茨城県神栖市長 保立 一男



川と湖に囲まれた水郷4市(潮来市、稲敷市、神栖市、香取市)



川を渡河する水郷4市の交通アクセスの状況



洪水浸水想定区域図における水郷4市の状況

<最大想定規模(霞ヶ浦、北浦、鰐川、常陸利根川、横利根川)>

